

ここから始まる「やさしいまちづくり」

暮らしの中で見かけることが多く、ぜひ覚えておきたいマークを紹介します。見慣れたマークが、実は世界共通のシンボルマークだったり、法律で表示が義務付けられたものだったり、様々な種類があり、どのマークも、誰もが心豊かに暮らせる社会をめざして作られたものです。皆さんがマークや標識に気づき、意識したときから、「やさしいまちづくり」が始まります。まちを変えるのは「人」なのです。



●障害者のための国際シンボルマーク



しょうがいのある人が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のマークです。全てのしょうがい者を対象にしたもので、特に車いすを利用する人に限定して使用されるものではありません。

●盲人のための国際シンボルマーク



視覚しょうがい者の安全やバリアフリーを考慮した建物や設備などに付けられているマークです。このマークの付いた歩行者用ボタンのある信号機は、視覚しょうがい者が安全に渡れるよう信号が長めに調整されています。

●ハート・プラスマーク



内部しょうがい、内臓疾患を示すシンボルマークです。外見から分かりにくいいため、しょうがいがあることを視覚的に示し、理解の第一歩とするために生まれました。携帯電話の使用を控えたり、公共交通機関での優先席の利用などの配慮が必要です。

●オストメイトマーク



オストメイト(人工肛門・人工膀胱をつけている人)のための設備がある多目的トイレに表示されています。外見からはわかりにくく、装具を洗うために時間がかかることから、混雑時には肩身の狭い思いをすることも多いといえます。「本当に必要としている人がいる」ことを心に留めておきたいですね。

●聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚しょうがい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。ワイドミラーの装着等を条件に免許を取得した人が普通自動車を運転する場合は、標識を表示しなければなりません。この標識を付けた車への幅寄せ等は禁止されています。

●身体障害者標識(身体障害者マーク)



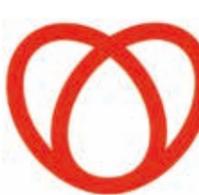
肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由により免許証に条件が付いている人は、この標識を表示するよう努めなければなりません。この標識を付けた車への無理な幅寄せや割り込みは、道路交通法の規程で罰せられます。

●耳マーク



耳が不自由であることを自己表現するために考えられたマークです。聴覚にしょうがいのある人は、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、危険にさらされたりするなど、心配な点が多くあります。このマークを表示されている場合は、手招きして呼ぶ、大きな声で話す、筆談をするなどの配慮をしましょう。

●バリアフリー法シンボルマーク



お年寄りや車いすを利用する人、目や耳が不自由な人などが利用しやすい建築物として、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動の円滑化に関する法律)によって認定された建築物の入口等に表示されています。

●自由利用マーク



自分の著作物を他人が自由に使うことを認める場合に、その意思を表示するためのマークのうちの一つで、しょうがいのある人が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的の利用を認めるマークです。

●「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



視覚しょうがい者が周囲のサポートを求める必要がある場合に、白杖を頭上50cm程度に掲げることで助けを求める意思表示「白杖SOSシグナル」を普及啓発するため、岐阜市が公募により作成したシンボルマークです。

●ほじょ犬マーク



このマークは、補助犬が公共の施設や交通機関、商業施設等で同伴できることを知ってもらうためのマークです。補助犬とは、法で定められた盲導犬・介助犬・聴導犬のことで、他人に吠えないなど、補助犬としての能力を認定された犬だけが、「補助犬」と名乗れます。

●手話マーク(上)と筆談マーク(下)



窓口などで、筆談や手話で対応ができることが分かることで、聴覚しょうがいがある人は、安心して利用ができるということから、「手話の対応が可能」、「筆談の対応が可能」であることが一目で分かる2つのマークが作られました。

県では、しょうがいのある人や高齢者、妊産婦やけがなど、移動に配慮が必要な人が、駐車場を使いやすくするための仕組みとして、「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証」が導入されています。申請して利用証の発行を受けることで、駐車場を利用しやすくするものです。

【車いす優先区画用】

【思いやり区画用】

※車いす使用者以外で、移動に配慮が必要な人

申請方法など、詳しくは左記までお問い合わせください。
滋賀県健康福祉政策課
077-528-3512

県では、平成29年4月からヘルプマークの配布を開始しています。公用封筒等の裏面に印刷したり、ポスターを掲示したりして普及啓発に取り組んでおり、少しずつですが、まちでも見かけるようになってきました。実際にマークを使用している人からは、「内部しょうがいがあり、周りの人に伝わりにくいことが心配だったが、ヘルプマークを持っていると安心して外出できるようになった」、「表示することで、優先座席が利用しやすくなった」、「子どもにしょうがいがあるが、迷子になって自分で話せないときも、きつと助かると思う」など、マークの効果についての声が多く寄せられています。持っている人を見かけたら、思いやりある声かけや配慮をよろしくお願ひします。

ヘルプマークについてのお問合せ
滋賀県障害福祉課
077-528-3541
077-528-4853



滋賀県障害福祉課
村上 杏さん



サインやマークの中には、知らないだけでなく、多くの人が見たことのないものも数多くあるのではないのでしょうか。マークを役立て、誰もが住みやすいまちにしていきたいためには、しょうがいのある人にもない人にも、全ての人が知ってもらえるよう、普及と啓発が進むことを願ひします。しょうがいがある人の中には、外見からは分かりにくい人もいますし、日常生活の困難さは、その立場になつてみないと気づかないことが多いものです。いずれ高齢になれば、誰もが介助や支援が必要になります。マークやサインが、人と人をつなぎ、みんなで支え合えるような仕組みになればと思います。



障害者相談員・民生委員
松村 吉洋さん